

虐待防止マニュアル

施行年月日（最終改定年月日） 令和6年4月1日

介護老人福祉施設 つきかけ苑

1 基本方針 ～高齢者虐待防止法による

(1) 苦情処理の徹底

施設内における高齢者虐待を防止するために、施設は入居者及びその家族等からの苦情について真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をする。

(2) 虐待の早期発見

日々の入居者のモニタリングにより、高齢者虐待の兆候を早期に発見するように努めると共に、兆候が現れた入居者については速やかに虐待防止委員会を開催し、その状況について分析し、虐待の有無を検証する。

(3) 市町村への通報

職員は施設内外での高齢者虐待の早期発見に努め、高齢者虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、その入居者の生命または身体に重大な危険が生じているときは、速やかにこれを市町村に通報する。

また、この通報をなした職員に関し、そのことを理由として解雇その他不利益な取り扱いを行わない。

2 高齢者虐待の定義と種類

本マニュアルでの高齢者虐待とは、施設において職員が意図の有無に関わらず不適切なケアを行うことを指す。

1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

2) 介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、

譲渡的な苦痛を与えること。

4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

養護者(介護者)による高齢者虐待になり得る類型の例

①身体的虐待

1. 体調不良を理由での居室内閉じ込め。
2. 食事介助での詰めこみ、一口サイズの誤認、せかし、スピード超過。
3. 移動や介助等、入居者への各対応が乱暴であったり、テンポが速すぎる事。
4. 関節可動域への無考慮、着患脱健を守らない。
5. 掻きむしりが激しいため、ミトン手袋を着用する。
6. 打撲をさせてしまうような介助方法、代替方法の無検討。
7. 痛みを伴うような介助方法・リハビリ。
8. 緊急やむを得ない場合以外の身体拘束～行動の制限(ベッド柵・つなぎ服他)。
9. 動きを抑制する薬の過剰な服薬・与薬。
10. 施錠による出入りの制限。
11. 声かけのない介助開始。

②介護・世話の放棄・放任

1. 過剰な排泄回数の制限、座位保持できるにも関わらず安易におむつ対応とする。
2. 寝ぐせ・目ヤニ・爪・髭等、整容全般においての放置。入浴頻度の低下。
3. 身体・排泄介助後の服の乱れ・食事後の汚れ・いつも同じ服。
4. 尿・便汚染時の対応放置・遅延。
5. ベッド上、居室内の掃除をしていない。
6. 寝かせっぱなし、座らせっぱなし、姿勢乱れの放置。
7. 衣類の調節をしない、気づけない。

8. 「忙しいから」・「あとで」・「無理です」等の言葉。
9. コールを手の届かないところに置く。
10. コールで呼んでもなかなか来てくれない、来ない。
11. 他の入居者に対して暴力を振るう入居者に対して、何ら予防的手立てをしていない。

③心理的虐待

1. 「共同生活だから」「他の人もいるから」等、個人の意思を否定する言い回し。
2. 認知症の方に対する不適切な対応「したらだめ」「何やってるの」「同じことばかり言わないで」「何回言ったら分かるの?」「トイレはさっき行ったばかり」「危ないから動かないで」等。
3. 結果をもって行動を強制させるような言い回し「昼間に寝てしまうと夜寝れない」「お茶を全部飲まないと脱水になってしんどい思いをする」「食べないと死んじゃうから」「～やから～になる」等。
4. 高齢者に対しての上から目線や幼児的扱い等、敬いの無い態度。
5. 家族の断りなしに馴れ馴れしく名前で呼んだり、勝手なあだ名付け、「おばあさん」扱いで呼ぶ。
6. 指示・命令的・マウント的な言動「～しなさい」「だめです」「～してあげるし」
7. 便の有無等を大声で言う等、羞恥心に対して配慮の無い言動。
8. 相手にしない、無視する。
9. パブリックな場所で肌を見せ軟膏処置や大勢で打撲痕の確認をする。
10. 皆の前で注意・叱責する。恩着せがましい対応。
11. 不快な表情で接する。冷たくあしらう。

④性的虐待

1. プライバシー保持の欠如（他人の目に触れる状況での排泄介助・おむつ交換）
2. 扉を開けっ放しでの着替え。
3. 羞恥心を無視した対応（声かけ無しでズボンを下ろすなど等）。
4. 入浴時にバスタオルを掛けないという羞恥心に対しての配慮の無さ。

⑤経済的虐待

1. 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない、欲しいものを必要ないと買わせない（家族了解にて持つことも可能であり、本人が納得することが必要）。
2. 金銭管理の放棄（保管場所や金額が分からない・知らない）。

3 施設長及び各部署管理者の責務

施設長及び各部署管理者は苦情処理の体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待に関する研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負う。

4 職員の責務

(1) 養介護施設従事者等における高齢者虐待の通報義務

養介護施設従事者等の責務として「高齢者福祉の仕事に従事する人は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、その早期発見に努めること」が示されており、職員は日頃より入居者に対するモニタリングを励行し、虐待を受けたと思われる入居者を見つけた場合は生命・身体への重大な危険が生じているか否かに関わらず、速やかに施設長、各部署管理者及び市町村に通報・報告しなければならないとの義務が課せられている。ここで言う「と思われる」ということは確たる証拠を必要とするものではない。また施設長・職員は虐待に至らないまでも、その兆候を発見した時や虐待の疑いがある事を知った時には直ちに市町村に通報・報告する責務を有する。

(2) 守秘義務との関係

高齢者虐待防止法では「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は養介護施設従事者等によるこうれいしゃ虐待の防止を防げるものとして解釈してはならない」ことが示されており、虐待の相談や通報を行うことは、要介護施設従事者であっても「守秘義務違反」にはならない。

(3) 公益通報者保護

高齢者虐待防止法では労働者（通報者）が事業所内部で法律違反が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件①～③を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されている。

- ①不正の目的で行われた通報でないこと
- ②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること
- ③当該法令違反行為を通報することが、その発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認めた場合

- ・ 京都市 保険福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
075-213-5871
- ・ 京都市 上京区役所 健康長寿福祉課
075-441-2872

5 虐待防止委員会の設置

虐待防止委員会の設置に関しては「つきかげ苑 高齢者虐待防止のための指針」に準ずる。

6 虐待発生時の対応

「つきかげ苑 高齢者虐待防止のための指針」、虐待等への対応フローチャート参照